

虐待防止指針

株式会社エムズフード

きいろいりボン

目 次

- 1 こどもへの虐待とは
- 2 虐待における事業所の役割
- 3 虐待発見のポイント
- 4 虐待が疑われたら
- 5 虐待予防チェックシートの記録
- 6 関係機関との連携

はじめに

全国における児童虐待の調査結果によると、平成 27 年より急速に虐待件数の増加が示されている。子育て中には様々な問題や悩みが起こるが、家族間のストレスや経済的な問題、親子の孤立などの要因が重なり、虐待の引き金になることもある。

虐待は子どもにとって生命の危険や障害の可能性があり、また、発育・発達の遅れなどの身体症状や情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状が現れることもある。他人とのコミュニケーションがうまく取れず、様々な問題行動を引き起こすこともあり、成人してからも不安や苦しみを抱え続けたり、次の世代にひき継がれていくこともあるなど、心身に深刻な影響を与える。しかし、子どもは自分からは援助を求められないため、子どもに関わる者が発見し、介入することが重要である。

事業所では子どもとその家族に日常的に接していることから、虐待の早期発見において極めて重要な役割を担っている。私たちはこの問題の知識と理解を深め、子どもの人権を守り、虐待を防止していかなければならない。また、虐待をしている親自身が悩み、やめたいと望んでいる場合も多く、親子ともに暖かい支えと適切な支援を行っていくことが必要である。

1 子どもの虐待とは

児童虐待の定義（児童虐待防止法より）

「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
（身体的虐待）
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
（性的虐待）
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情

にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(心理的虐待)

虐待とは「不適切な関わり」全般を指し、平成16年の法律改正では、①保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為を保護者が放置すること(ネグレスト)また、②子どもの目の前で配偶者に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)も、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば、心理的虐待として「児童虐待」に含まれることになった。

虐待の行為は大きく4つに分類されているが、ほとんどの場合重複して起こっている。

身体的虐待

- ・殴る、蹴るなどの暴力
- ・タバコの火などを押し付ける
- ・逆さづりにする
- ・戸外に長時間閉め込まず など

性的虐待

- ・性的行為の強要
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノグラフィーの被写体などを子どもに強要する など

ネグレスト(養育の放棄又は怠慢)

- ・適切な衣食住の世話をせず放置する
- ・病気なのに医師にみせない
- ・乳幼児を家に残したまま度々外出する
- ・乳幼児を車の中に放置する
- ・乳幼児を家に閉じ込める(保育園等に登園させない)
- ・保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置する など

心理的虐待

- ・無視、拒否的な態度
- ・罵声を浴びせる
- ・言葉によるおどかし、脅迫
- ・兄弟姉妹間での極端な差別扱い
- ・子どもの目の前でドメスティック・バイオレンス(配偶者に対する暴力)を行う など

2 虐待における事業所の役割

児童虐待防止法第5条には、児童虐待の早期発見等として、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。子どもに関わ

る事業所の指導員として、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、「虐待の早期発見」に努めなければならない。

また、前段階として「虐待の発生予防」、そしてすでに「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

① 虐待の発生予防

- ・療養を通じて保護者の育児負担を軽減する
- ・職員と保護者の交流を意識的に行い育児不安を和らげる
- ・療育の専門家として、障がい児童の悩みについて共有し助言・援助を行う
- ・地域活動を通じて、地域子育て家庭の孤立を防ぐ等の情報提供支援を行う

② 虐待の早期発見

- ・子どもの様子、家庭の様子への観察を怠らず、虐待の兆しを見逃さない様にする
- ・虐待予防チェックシートを活用する
- ・虐待の可能性を疑われたら、速やかに児発管・管理者に伝える

③ 虐待が発生している家庭の援助

- ・児発管が中心となり役割分担を行いチームで対応する
- ・信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する

【子どもへの対応】

- ・子どもの味方であることを伝え、まず安心感をもたせる
- ・声かけを多くするなど触れ合う機会に十分な受け止めをし、子どもが愛されているという実感を持てるように関わる。ただし、子どもの親代わりになるのではなく、療育の専門家として、特有の関係に巻き込まれないようにすること。
- ・自己達成感を通じて自身が持てるような機会をつくる。
- ・子どもの安全を最優先し、見守りの中でいつもと異なる変化が見られたら、速やかに関係機関に連絡する。

【保護者への対応】

- ・出来るだけ接触の機会を多くするように心がける。
- ・追求や非難をしない。追い詰めないことが鉄則。
- ・不安、怒り、つらさ、悲しみを受け止め、気持に寄り添う。(受容と共感)
- ・子育ての不安や悩みには、ともに考える姿勢を示し、気づきを援助する。

3 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら、虐待の可能性を疑ってみる必応がある。子どもや親

の様子、変化を注意深く見守ること。その際には具体的な情報を時系列的に記録する。

■子どもの様子

身体面	<ul style="list-style-type: none">・不自然な傷（あざ・目のまわりの傷・やけど）がよく見られる・治療していない傷がある・身長や体重の発達が著しくよくない・身体が非常に汚れている（爪の伸び・耳垢・虫歯の多さ等）・髪の毛やまつげ、眉毛を抜いてしまう
表情	<ul style="list-style-type: none">・語りかけに対して表情や反応が乏しい、笑わない、視線が合わない・人の顔をうかがい、オドオドしたりビクビクした様子が見られる・怯えた泣き方をする・保護者と離れると安心した表情になる
行動	<ul style="list-style-type: none">・食事やおやつをむさぼるように食べたり、人に隠して食べる・嘘をつくことが多い・衣服を脱ぐときに異常な不安を見せる・警戒心が異常に強い・小動物をいじめる・年齢不相応な性的言動が見られる
他者との関わり	<ul style="list-style-type: none">・保護者の元へ送迎しても喜ばず帰りたがらないことが多い・保護者の前では従順になる・保護者を試したり、独占したがる。異常に甘える・指導員や他の子どもに対して乱暴・威圧的・攻撃的である・指導員や他の子どもとの身体接触を異常に怖がる
生活の様子	<ul style="list-style-type: none">・衣服がいつも不潔である・基本的な生活習慣が身につけていない・予防接種や健康診断を受けていない・理由なく長期欠席している

■保護者の様子

子どもとの関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・態度や言葉が拒否的（誰かに預けたい、期待外れな子 等） ・叩いたり怒鳴ったり必要以上に厳しいしつけをしている ・乱暴に扱ったり、放置している ・子どもに対して冷淡、または無関心である（泣いてもあやさない抱かない、無視） ・子どもに能力以上のことを要求する ・兄弟姉妹に対して差別的である ・月齢や発達にふさわしい食事を与えない、料理をしない ・子どものけが、やけどに対する説明や、欠席の説明が不自然
他者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員やほかの保護者に対して消極的・否定的な態度をとったり強く出たりする ・指導員や他の保護者との関係が持てない ・指導員との会話を避ける、または必要以上によくしゃべる ・説明の内容がコロコロ変わる ・子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になる
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の交流がなく孤立している ・不衛生な生活環境である ・夫婦間の暴力が認められる ・経済的に不安定である ・生活のリズムが乱れている
保護者自身のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・表情が硬い ・ひどく疲れている ・精神状態が不安定である ・被害感が強い、偏った思い込み、衝動的、未成熟等 ・連絡がとりづらい ・被虐待歴がある

4 虐待が疑われたら

①毎回子供を療育する中で「いつもとちがう」「どうしてあんなところに傷が？」

「十分に世話をしてもらっていないのでは」等、虐待が疑われたら速やかに児発管、管理者に伝える。虐待予防チェックシートを記入する

②報告を受けた児発管、管理者は状況把握の上必要と判断したら躊躇なく児童相談所へ報告する

③職員は保護者と子どものプライバシー保護については高い意識を身に着け十分配慮する

プライバシーについて

※ 通告は守秘義務に優先する

通告によって、児童福祉施設職員が刑法上の守秘義務違反に問われることはありません。

児童虐待防止法第6条第3項

※ 虐待の通告は、本人の同意を得ずに行うことが可能です

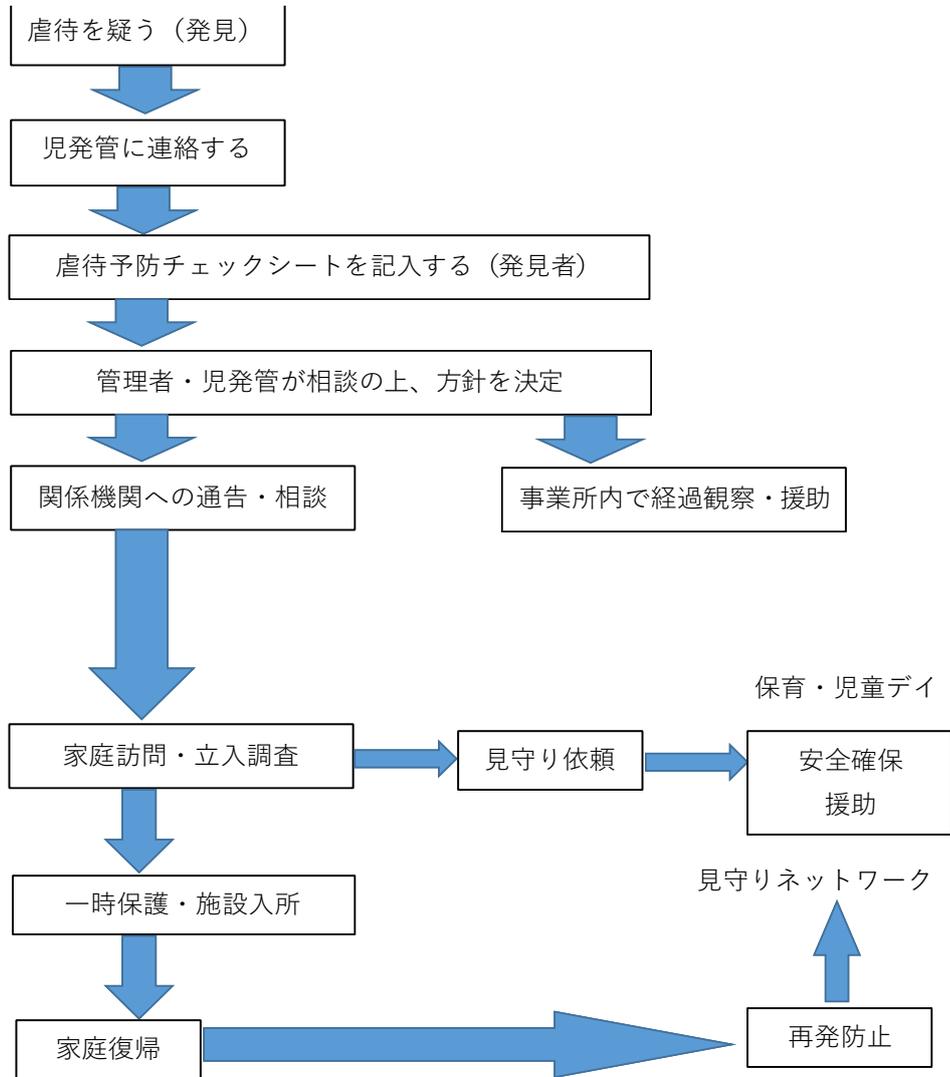
個人情報保護法第23条第1項第1号

※ 現行法上では「虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合や、それに準ずる場合を除き、法的責任を問われることはない」と解釈されています

日本弁護士連合会子どもの権利委員会

「子どもの虐待防止・法的事務マニュアル第4版」

フローチャート



5 虐待予防チェックシートの記録

虐待を疑った時から記録を残すことが重要となる。次ページの虐待予防チェックシートを活用し、いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのようにとということを、出来るだけ正確に詳しく記録する。子どもがどんな言葉を使っている、どんな様子を見てそう感じたかを事実をもとに具体的に記録すること。また、チェックが付く場合、虐待を疑うだけでなく、保護者が子育てに悩んでいないか、親子関係は良好か、今後虐待につながる可能性はないか、などについても注意深く観察し、記録することが重要である。

職員全体で「虐待が疑われるかどうか」の視点を統一し、虐待の見逃しを防ぐためにも

チェックシートを活用すること。

6 関係機関との連携

虐待を生み出す家族は、複合的問題を抱えていることが多く、子どもを虐待から守り、家族修復までの息長い相談援助活動を進めるためには、様々な関係機関との連携・ネットワークづくりが欠かせない。連携の際には、記録が重要となるので、事業所内で起こったこと、発見したこと等を具体的に記録しておく。

関係機関との連携の流れ

- ①まずは電話連絡し、対応を協議する。緊急時の連絡先を把握しておく。
- ②情報を提供し、緊急度の判断を待つ。

【緊急性あり（要保護）】

通告を受けた機関は、情報収集や家庭調査を迅速に行い、子どもの安全確認、事実確認、緊急度の判断を行う。そこで緊急度が高いと判断されれば、「立入調査」「一時保護」により子どもの安全を確保する。

【緊急性なし】

緊急度がそれほど高くなく、在宅での援助が可能と判断した場合は、地域の機関が連携してそれぞれの役割を担いながら虐待が起きないように家族を支援する。在宅処遇のケースは全体のほぼ7～8割を占めており、保護した場合でも家庭に復帰した段階で、再び在宅処遇の対象になることから、虐待援助の主力は地域での支援ということになる。

*その過程で子どもに危険が生じたときには、速やかに子どもを保護する。



事業所で「見守り・支援」を依頼された場合の留意点

- 【1】 キーパーソンとなる専門家が誰かを知る。
- 【2】 支援に関わっているチームメンバーとそれぞれが担っている役割を理解する。
- 【3】 キーパーソンとなる専門家と十分な連携を取り、どこにポイントを置いて見守り、どのような支援が必要かを具体的に理解する。
- 【4】 事業所に期待されている役割を知る。また事業所の見守りの限界について具体的にメンバーに伝える。
- 【5】 キーパーソンとなる専門家への報告のタイミングを打ち合わせる。(定期的な報告の方法・緊急と判断される場合の判断とその報告)
- 【6】 定期的な報告や連絡